

# 中国の第三者クロスボーダー決済動向

中国の第三者クロスボーダー決済市場は、アリペイ等の第三者決済事業者の取り組みと中国政府の規制整備の下で着実に成長してきた。海外旅行、越境EC、ゲーム産業の海外進出などが市場拡大に寄与している。

## 第三者クロスボーダー決済市場の拡大

中国において銀行以外の決済事業者が銀行と提携してクロスボーダー（海外越境）取引向けに提供するインターネット決済・モバイル決済サービスである「第三者クロスボーダー決済」が拡大している。2021年の市場規模は1兆元を突破し、22年には1.3兆元弱に達し（図表1）、23年は1.69兆元にのぼると見込まれている。

第三者クロスボーダー決済は、国際貿易の拡大や海外旅行・ショッピング需要の増加を背景に2000年代後半頃に始まり、とりわけアント・グループのアリペイをはじめとする第三者決済事業者が越境ECの決済の利便性を高めてきた。

アリペイは07年にクロスボーダー決済業務を展開し、海外の第三者決済事業者との提携や越境ECプラットフォームの買収によって<sup>1)</sup>、70以上の国・地域でショッピングや飲食を含むオフライン決済サービスと越境EC取引向けのオンライン決済サービスを提供している。

WechatPayのクロスボーダー決済市場への参入は遅

れたものの、急成長を遂げている。足元、WechatPayは69か国・地域に展開し、400万を越える海外店舗に導入されている。

クロスボーダー決済だけでなく、アリペイとWechatPayは外国人向けの国内決済にも取り組み、海外の銀行カードとの紐付けや海外の電子ウォレットとの相互運用により、訪中外国人に中国人と同様のモバイル決済サービスを提供している。消費者向け（2C）<sup>2)</sup>クロスボーダー決済市場においてアリペイとWechatPayの二強構図となっている。

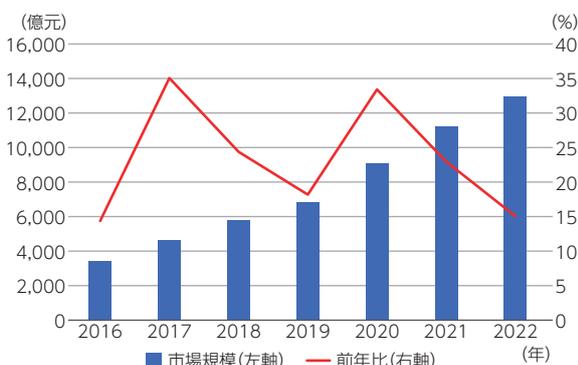
一方、消費者向け市場に参入しにくいと判断した他の第三者決済事業者、例えばPingpongやSUNRATEはここ数年、企業向け（2B）<sup>3)</sup>クロスボーダー決済サービスに注力している。この企業間決済市場では、第三者決済事業者が林立するという様相を呈している。

## 第三者クロスボーダー決済に対する中国政府の動向

中国政府はクロスボーダー決済市場の健全な発展を促すため、第三者決済事業者の業務展開に追従する形で一連の政策方針を打ち出してきた。07年、国家外為管理局は第三者決済事業者による海外アクワイアリング業務の展開を認可し、13年にアリペイやテンセントのテンペイ<sup>4)</sup>など17社の第三者決済事業者に対し中国初のクロスボーダー決済ライセンスを付与した。また、北京市、上海市など5省市を越境EC外為決済業務の試行地域に指定した。

15年には同試行地域を全国に拡大し、越境ECにおける1回あたりの取引限度額を1万ドルから5万ドルに引き上げている<sup>5)</sup>。同年、杭州市での越境EC総合試験区の新

図表1 第三者クロスボーダー決済市場の規模



(出所) 各種報道を基に野村総合研究所作成

## NOTE

- 1) 例えばアント・グループは2016年、タイの決済会社と提携して電子ウォレット「TrueMoney」を設立し、17年にフィリピンの電子ウォレット「GCash」に投資。一方、アリババは16年、東南アジアの越境EC大手Lazadaを買収。17年、アント・グループはLazada傘下の決済プラットフォーム「HelloPay Group」と合併。
- 2) 消費者間取引 (C2C) 決済と企業・消費者間取引 (B2C) 決済。
- 3) 企業間取引 (B2B) 決済。
- 4) 第三者決済プラットフォームであり、決済サービス「微信支付 (WechatPay)」や「QQ钱包 (QQウォレット)」を運営している。
- 5) 「決済機関クロスボーダー外為決済業務試行の指導意見」 国家外為管理局 2015-01-29
- 6) アップルやグーグルが、アプリの購入額から30%の手数料を徴収すること。

設が認可されたことを契機に、越境ECプラットフォームの設立が相次いでいる。この結果、第三者決済クロスボーダー決済はさらに加速したといえよう。

ただし、クロスボーダー決済の急拡大に伴い、一部の第三者決済事業者において無秩序な動きが見られたことから、政府は外為決済リスクを防止するために規制を強化し、19年に「決済機関外為業務管理弁法」を公表。金融ライセンスは国境を越えてはならず、海外のライセンスしか取得していない事業者は国内での業務展開が禁止された。また、人民銀行も21年、「クロスボーダー決済サービス管理弁法 (パブリックコメント募集用)」を発表し、クロスボーダー決済の規制要件を明確にしている。

## 越境ECの市場動向

以下、消費者向けと企業向け決済に分けて最近の動向を整理したい。

消費者向け決済の用途は、主に越境EC、海外旅行、留学である。消費者向け第三者クロスボーダー決済は、

越境ECに大きく依存している。22年、中国の越境EC取引規模は15.7兆元、うち、B2C取引の規模は3.83兆元と前年比17.1%増、前年から加速した (図表2)。

こうした越境EC参加者の増加や取引の小口化により、B2Cの消費者向け第三者クロスボーダー決済の増加が見込まれる。

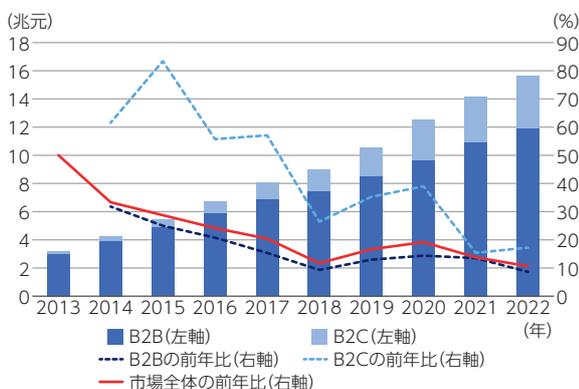
また、中国の海外旅行者数 (出国) は世界最大であり、19年の海外旅行者数は1.5億人、海外旅行における消費支出は約1.8兆元にもものぼる。コロナ禍で海外旅行は一時低迷したが、感染対策と海外旅行の解禁で現在はその勢いが持ち直している。また、海外留学生数の増加も第三者クロスボーダー決済市場の拡大を下支えしている。

一方、企業向け決済市場も越境ECにより下支えされている。21年から、越境ECにおけるB2B取引規模はコロナ禍による物流の混乱や欧米需要の減少を受けて伸びが鈍化した。拡大基調を維持している。

さらに、ゲーム産業の海外進出の加速は第三者クロスボーダー決済市場拡大を後押ししている。一部のゲーム会社は「アップル税」<sup>6)</sup>を回避するために独自のプラットフォームを構築しており、これは第三者クロスボーダー決済サービスの需要増につながる。

海外進出企業の増加や決済需要の多様化が進む中、企業向けクロスボーダー決済市場の成長余地は大きいとみられている。

図表2 越境EC市場の取引規模



(出所) 網経社電子商務研究センター「中国越境EC市場データ報告」を基に野村総合研究所作成

## Writer's Profile



楊 晶晶 Yang Jingjing  
NRI北京 調査デスク  
研究員  
専門は中国マクロ経済、Fintech  
focus@nri.co.jp